

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）」 概要

重点計画について

重点計画の位置付け

- ・「デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針」等を定めるもの（デジタル社会形成基本法39②等）。
- ・今回の重点計画は、2023年（令和5年）6月9日に策定した重点計画をアップデートするもの。
- ・目指すべきデジタル社会の実現に向けて構造改革や施策に取り組み、それを世界に発信・提言するための羅針盤となるもの。

重点計画の性格

- ・デジタル社会の実現に向けた取組の全体像について、司令塔であるデジタル庁のみならず、各府省庁の取組も含め、工程表などスケジュールと併せて、明らかにするもの。

令和6年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）」の構成

本文

- ・ 第1 目指す姿、理念・原則、重点的な取組
- ・ 第2 推進体制の強化
- ・ 第3 重点政策一覧

工程表

- ・ 第4 工程表

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

- ・ 第5 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

- ・ 第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針

1. デジタルにより目指す社会の姿 / 2. デジタル社会の実現に向けての理念・原則

デジタル社会の目指すビジョン

- ・「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」
（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020.12.25)）
→「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながる。

① デジタル化による成長戦略

イノベーションとテクノロジーの社会実装の推進、データを官民でフル活用した新しい付加価値・サービスの創出、新しい技術・サービスの積極的な活用、規制改革の徹底等により、**社会全体の生産性・デジタル競争力を底上げ、成長していく持続可能な社会**を目指す。

② 医療・教育・防災・子ども等の準公共分野のデジタル化

官民間やサービス主体間での分野を越えたデータの利活用を促進し、国民一人ひとりに最適なサービスを提供。データの取扱いルールを含めたアーキテクチャを設計し、**データ連携基盤の構築等を進め、安全・安心が確保された社会の実現**を目指す。

③ デジタル化による地域の活性化

あらゆる局面で顕在化しているデジタル人材不足の課題に対し、デジタルを活用し、地域において抱えている様々な社会課題を解決することで、一つの地域において長らく大切に培われてきた**地域の魅力が向上し、持続可能性が確保された社会の実現**を目指す。

④ 誰一人取り残されないデジタル社会

デジタルに不慣れな人のほか、利用が困難な人や利用しない人も、デジタル化の恩恵を実感できるよう、アクセシビリティの徹底等を進め、**誰もが日常的にデジタル化の恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現**を目指す。

⑤ デジタル人材の育成・確保

デジタル庁・各府省庁がデジタル人材の育成・確保や産学官で行き来できる環境整備を図るとともに、ICTスキルを継続的に学べる環境を整備し、我が国のデジタル人材の底上げと専門性の向上を図り、**デジタル人材が育成・確保されるデジタル社会**を実現する。

⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

DFFT^{※1}の具体的推進に資する成果創出に向けて取り組むとともに、信頼を基盤とした国際協力を推進し、プライバシーやセキュリティ等に適切に対処することにより信頼を維持・構築し、**国境を越えた自由なデータ流通が可能な社会の実現**を目指す。

前提となる理念・原則

デジタル社会形成のための基本10原則

- ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱
- ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性
- ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

国の行政手続オンライン化の3原則

デジタル第一原則（デジタルファースト^{※2}） /
届出一度きり原則（ワンスオンリー^{※3}） /
手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ^{※4}）

BPR(Business Process Reengineering)の必要性

サービス設計12箇条に基づき、業務改革（BPR）に取り組む

構造改革のためのデジタル原則

- ①デジタル完結・自動化原則 ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則
- ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則

クラウド第一（クラウド・バイ・デフォルト）原則

情報システムの整備に当たっては、クラウド第一原則を徹底

個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進

個人の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な活用のバランスを考慮

※1：Data Free Flow with Trustの略称。信頼性のある自由なデータ流通のこと。
※2：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。
※3：一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。
※4：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現すること。

3. 重点課題

(1) デジタル化を通じて集中対応すべき課題

①人口減少及び労働力不足（リソースの逼迫）

人口減少、大都市圏への人口集中等により、公共サービスの維持ができるか懸念されることから、行政手続等に残存している無駄・不便を解消する必要性が増しており、デジタル技術の適用による更なる最適化・効率化が求められる。

②デジタル産業をはじめとする産業全体の競争力の低下

データの蓄積・利活用が進んでいない、生成AI等の活用が進んでいないことなどから、産業全体の競争力が低下しているとともに、デジタル収支が悪化・拡大傾向にある。デジタル化を進め、生産性向上や新ビジネス創出が求められる。

③持続可能性への脅威

自然災害、自然資産の喪失、廃棄物処理の環境負荷の増大、感染症の世界的流行等の脅威に対して、データ連携をはじめ、デジタル技術を活用した課題解決が求められるとともに、サイバー攻撃への対処能力等のデジタル自体における持続可能性もまた課題となっている。

(2) 「デジタル化」に対する不安やためらい

社会の「デジタル化」について、良いと思わない、デジタル化に適応できていないといった意見が一定数存在。諸外国に比して、オンラインサービスに対する満足度が低調であり、デジタルツールを「使ってみる」ことにも消極的であるという調査結果もあることから、このような状況を念頭にデジタル社会を目指す必要がある。

4. 重点課題への対応の方向性

(1) デジタル産業基盤の強化

産業競争力強化と労働生産性上昇を実現していくには、最先端技術の利用やデータ駆動型経営への転換も含めた「デジタル化」によって、効率化によるコスト削減、既存事業の付加価値向上及び新規ビジネス創出を図ることにより、持続的な成長に繋げることが重要であり、「AI・データの徹底した利用」、「デジタルに係る供給側・需要側双方の産業のモダン化^{※5}」、「デジタル活用やDX推進のための人材育成」を強化する。

(2) データ連携による持続可能性の強化

データ連携の推進や信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み（データスペース）の構築について、国際的な視点を持って官民で協調して取組を強化する。また、有事や大規模災害の発生に備えた、データ自体の消失やネットワークや電力供給の途絶等のデジタル化に伴う危機管理（リスクマネジメント）も強化する。

(3) デジタルを活用した課題解決により、結果として「デジタル化」が「当たり前」となる取組の強化

デジタルを活用して我が国の様々な課題を具体的に解決する。極力人の手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験と満足につなげ、メリットを実感できる分野を着実に増やしていく。政策データの可視化（政策ダッシュボード^{※6}等）の取組を強化し、目指す社会に向けた進捗確認と継続的改善を行うとともに、情報発信・広報も積極的に行う。

(4) 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用

人口減少社会においても公共サービスをデジタルの力で維持・強化していくには、約1,800の自治体が個々にシステムを開発・所有するのではなく、国と地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体が利用する仕組みを広げていくことが重要であり、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に取り組む。

(5) 国際連携強化

世界規模での持続可能性に係る課題解決のためには国際展開を常に視野に入れた市場形成や施策が必要。サイバーセキュリティやDFFTなど、デジタルに係る基盤整備について有志国との国際連携を強化する。

※5：古いハードウェアやソフトウェアを使用しているレガシーシステムについて、「クラウド第一原則」に基づいて、クラウドサービスの利用を行うとともに、マネージドサービスの組合せだけでシステムを構成するなど、継続的な改善（開発）等を行い、最新の技術トレンドや標準に合わせて最適化し、総合的に生産性・信頼性を向上させること。

※6：デジタル庁が公開している、政策に関する進捗等の情報を、複数の数値やグラフといったデータによって一元的に表示して閲覧できるツールのこと。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

- ア 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度/マイナンバーカードに係る取組の強化・加速
- イ 法人におけるデジタル完結の基盤となる取組の強化・加速

② 包摂的なデジタル社会に向けた環境整備

③ デジタル人材育成

(2) 制度・業務・システムの三位一体での取組

(3) デジタル行財政改革

(4) デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

① 公共分野における取組

② 準公共分野等における取組

③ SaaSの徹底活用

(5) デジタル化に係る産業全体のモダン化

(6) データを活用した課題解決と競争力強化

① データスペース 構築とDFFTの推進

② トラスト及びデジタル・アイデンティティ

③ 防災DX

(7) セキュリティ

(8) 最先端技術における取組

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

ア 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度／マイナンバーカードに係る取組の強化・加速

A マイナンバー制度の推進

- ・法律に基づき、社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図りつつ、2024年夏までに各事務においてマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査を行い、次期通常国会への法案提出を目指す。また、マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバー法の特定個人情報情報の正確性の確保のための支援規定に基づき、紐付け実施機関に対する丁寧な支援を実施する。

B マイナンバーカードの普及と利活用の推進

- ・円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制整備を更に促進。スマートフォンから様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」の徹底と、日常生活で利用できるようにする「市民カード化」を推進。カードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用普及も推進。

a マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向けて、デジタルとアナログの並行期間設定や利用促進・周知広報について関係者一丸となって積極的に取組む。

b マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

傷病者情報の正確かつ早期把握による救急業務の迅速化・円滑化について、2024年度の全国規模の実証事業の結果を踏まえ、2025年度に全国展開を推進する。

c 健康・医療・介護分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化

公費負担医療制度等の受給者証、予防接種券、母子保健(健診)受診券、診察券、介護保険証等のマイナンバーカードへの一体化等、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

d 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

2024年度末までに運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用開始。モバイル運転免許証については、一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指す。

e マイナンバーカードと在留カードの一体化

2024年通常国会において成立した出入国管理及び難民認定法等一部改正法^{※7}に基づき、早期の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。

f 障害者手帳とマイナンバーの連携強化

スマートフォンアプリ等で障害者手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて、障害当事者への情報提供を進める。

g 年金情報とマイナンバーカードの連携強化

「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、マイナポータル上で本人の申請や確認を待たずプッシュ型でお知らせする機能を構築する。

※7：出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

ア 個人におけるデジタル完結の基盤となるマイナンバー制度／マイナンバーカードに係る取組の強化・加速

h 資格情報のデジタル化

約30の社会保障関連の国家資格について、国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、手続をオンライン化・デジタル化する。

i 確定申告の利便性向上に向けた取組の充実

マイナポータルとe-Taxの連携を更に充実させ、数回の操作で申告が完了する仕組み(「日本版記入済み申告書」(書かない確定申告))を目指す。

j 引越し手続のデジタル化の更なる推進とデジタル完結の検討

「引越し手続オンラインサービス」の更なる推進と転入時を含めたデジタル完結を目指す。

k 死亡相続手続のデジタル完結

死亡届等の死亡に関する手続のデジタル化に向けて課題整理・システム検討を行う。

l 在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討

電子メール等による在外選挙人証交付等の迅速化、名簿登録申請手続におけるマイナンバーカード活用、在外選挙におけるネット投票の検討を進める。

m 「市民カード化」の推進

図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現等、日常生活での利用シーンを増やす。行政手続のオンライン化等のフロントヤード改革も引き続き推進。

n 公金受取口座の活用推進

金融機関経由での登録受付、行政機関経由登録（含む特例制度）について順次進める。

o スマートフォンへの搭載等マイナンバーカードの利便性の向上

Android端末に加えiOS端末についても検討を進める。また、マイナンバーカードの基本4情報のスマホ搭載を目指す。

p 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

エンタメ分野や年齢確認サービス等、民間ビジネスにおける利用の普及を図る。

q マイナポータルAPIの利用拡大等による官民のオンラインサービスの推進

マイナポータルで提供している各種API※8について、更なる利便性の向上を目指す。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

① デジタル共通基盤構築

イ 法人におけるデジタル完結の基盤となる取組の強化・加速

A 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備

- ・ 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）について、2024年通常国会で成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法^{※9}に基づき、公的基礎情報データベース整備改善計画を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進する。データの品質を確保するため、関係機関の役割や具体的な取組を検討し、整備改善計画において定める。
- ・ 商業登記・不動産登記関係データベースについては、整備改善計画で定めた行政機関や自治体が利用できるデータベースの整備を行うとともに、利用目的の特定、変更を行う等の個人情報の適正な取扱いの観点から必要な対応を行う。
- ・ 住所・所在地関係データベースについては、地方公共団体等と協力・連携し、2024年度中に町字情報を整備し、データの最新性を保つ。
- ・ 民間企業に対する登記情報APIの開放について、利便性向上及び個人情報の適正な取扱いの観点から登記制度の趣旨を踏まえて検討する。

B 全体最適を意識した事業者向けサービスのシステム整備

- ・ 事業者向けの行政サービスについても、全体最適を意識したシステム整備が重要。以下の3点を大きな課題として整理。

a 事業者向け行政サービスの利用者体験向上に向けた環境の整備

事業者が様々な行政サービスにアクセスできる事業者ポータルについて、e-Govの機能の活用可能性検討及び実証版構築を進める。次期調達ポータルにおいて、国の調達全般に係るポータルサイトを目指すことで、事業者への利便性向上を図る。

b 事業者向け行政サービスで利用する共通機能

GビズIDについて、原則すべての行政手続での採用を目指す。行政手続において共通的に必要な機能等は、既存機能・システムの活用可能性等を検討し、実装計画を整備する。官民取引や企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指す。

c 各府省庁における事業者向け行政手続・補助金申請等のデジタル化

年間手続件数の少ない行政手続は共通機能の活用等を通じて、効率的な開発・費用負担低減を目指す。大規模な行政手続システム等については、モダン化を検討する。補助金申請については、2025年度以降、補助金の電子申請対応を原則とし、電子申請率の向上を図る。

※9：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

②包摂的なデジタル社会に向けた環境整備

- ・「誰一人取り残されない人に優しいデジタル化」を目指し、ユーザーである国民・事業者・行政職員等のデジタル行政サービスに対する満足度や各サービスの浸透度、「デジタル化」に対する国民の不安やためらい等について調査・モニタリング・結果公表を行うとともに、継続的改善を実施する。また、環境整備について、以下の3つの枠組みで取組を進める。

ア デジタルの利用環境・インフラ整備

- ・光ファイバの未整備地域の解消や5Gの人口カバー率拡大、非居住地域における利用用途に応じた通信環境整備、非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進する等、引き続き利用環境・インフラ整備を進める。

イ 情報を正しく読み解き活用できる能力（デジタルリテラシー）の向上

- ・デジタル活用支援推進事業や、デジタル推進委員等の取組により、動画等の分かりやすいコンテンツ等も活用して、高齢者や障害者をはじめ、デジタル機器やサービスに不慣れな方の不安解消に取り組む。
- ・ネット上に流通・拡散する偽・誤情報への対応等について、国際的な動向を踏まえつつ、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウントビリティの確保、デジタル広告に関する課題への対応等、制度面も含む総合的な対策を進める。

ウ 誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境（アクセシビリティ）の確保

- ・ウェブコンテンツ（行政サービス、オンラインシステム、ホームページ、動画や資料等を含む）や放送におけるアクセシビリティの確保を徹底し、国際的な最新技術動向も踏まえたウェブアクセシビリティ導入ガイドブック※10の改定等、すべてのの方々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。
- ・利用者中心のデジタルサービスの提供にあたっては、アナログとデジタルのメリットを組み合わせ、利用者にとって最も利便性が高く、体験が良くなる手段を選択できることが望ましい。そこで、各サービス利用者が得られる価値を利用者の立場に立って最大化するため、各サービス間で情報を連携して利用体験を連動させることで、すべてのの方々にサービスの利用機会・体験が保障されるようにする。

※10：ウェブアクセシビリティ（多様な人々が、障害等の有無やその度合い、年齢や利用環境に関わらず、デジタルで提供されている情報やサービスを利用できるようにすること）に初めて取り組む行政官や事業者向けのガイドブックのこと。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(1) デジタル共通基盤構築の強化・加速

③ デジタル人材育成

- デジタルを活用した課題解決を進め、実際に生活を便利にして「デジタル化」を「当たり前」にしていくためには、その担い手たる人材が質・量ともに欠かせないことから、デジタル人材育成の取組を強化する。
- 個人が持つデジタルスキル、スキルアップ状況、試験によるスキル評価のデータを蓄積・可視化し、保有スキルの証明をデジタル資格証明^{※11}で発行していくことで、個人における継続的な学びと、目的をもったキャリア形成の実現を目指す。
- 教育カリキュラム等の充実や専門性の高い指導者・教員の確保等に引き続き取り組んでいくため、数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアムにおける活動や、大学等の優れた教育プログラムを国が認定する制度、大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築等を通して、大学等における数理・データサイエンス・AI教育を進めていく。
- 地方公共団体におけるDX推進体制構築を加速化するため、各都道府県の実情を踏まえつつ、全ての都道府県で「自治体DX推進センター（仮称）」といった推進体制を構築し、人材プール機能の確保を進める。

(2) 制度・業務・システムの三位一体での取組

- 「構造改革のためのデジタル原則」等をさらに徹底し、政策の企画・立案段階から、制度・業務・システムを一体として捉えた検討を行い、これらの整合性を確保して「三位一体」で取組を推進することをデジタル政策における大前提とする。
- この大前提の下に、既存制度・業務のデジタル化においても、システムだけではなく制度・業務も同時に改革していく。毎年、重点分野を定めて政府のリソースを集中させ、デジタル関係制度改革検討会等において、三位一体での取組を進めていくこととし、デジタル化のメリットを実感できる分野を着実に増やしていく。
- 新たな政策立案・制度創設等においても、企画・立案段階から業務設計、情報システムの整備・運用に係る検討が行われるよう、新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）の機能等を強化し、政府情報システムのプロジェクトにおける予算要求段階、執行段階といった各段階に応じたレビューを通じて、上記「三位一体の大前提」に基づき、制度・業務・システムの整合性の確保を進める。
- ドローン、自動運転等のフィジカル空間で革新をもたらす技術を活用することで、物理制約を超え、人の手が介在する余地を減らす可能性がある。実際に効率化や利便性・体験の向上につなげるためには、制度・業務・システムの三位一体で取り組まなければならない、デジタル技術の導入支援を含め、「デジタルライフライン全国総合整備計画^{※12}」によりハード・ソフト・ルールの整備を進めていく。

※11：個人の経歴、資格、スキル等の広範な情報を記載したデジタル形式の証明書。

※12：デジタルライフライン全国総合整備実現会議決定（2024年3月28日）、デジタル行財政改革会議決定（2024年6月18日）。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(3) デジタル行財政改革

- ・急激な人口減少等を見据え、利用者起点で行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化等を実現すべく、「デジタル行財政改革取りまとめ2024^{※13}」に基づき取組を実行する。
- ・「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、国・地方公共団体間の連絡協議を深め、縦割りの弊害を排して政府横断的な推進体制の下で業務見直しとシステム構築を行う。
- ・デジタル庁を中心に必要な専門人材を確保しつつ、初期開発や移行・普及支援、デジタル公共インフラの整備、地方への普及支援等を推進する。都道府県に公共サービスDX推進のハブ機能を形成し、都道府県は域内基礎自治体を支援するとともに、国は専門人材の採用支援を行う。
- ・重要分野の改革推進のため、中長期的KPIの設定と政策手段と政策目的の論理的なつながりを図示化したもの（ロジックモデル）の構築等により政策の進捗モニタリングと改善を行う。

(4) デジタル・ガバメントの強化

① 公共分野における取組

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」

- ・「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき、①システムは共通化、政策は地方公共団体の創意工夫という最適化された行政、②即時的なデータ取得により社会・経済の変化等に柔軟に対応し、有事の際に状況把握等の支援を迅速に行うことができる強靱な行政、③規模の経済やコストの可視化及び調達共同化を通じた負担の軽減により、国・地方を通じ、トータルコストが最小化された行政を目指すとの基本的価値を国と地方が共有しつつ、連絡協議の枠組みの下、「各府省庁による所管分野のBPRとデジタル原則の徹底(タテの改革)」と「デジタル公共インフラ(DPI^{※14})の整備・利活用と共通SaaS^{※15}利用の推進(ヨコの改革)」の取組を進める。

※13：2024年6月18日デジタル行財政改革会議決定。

※14：Digital Public Infrastructureの略称。

※15：Software as a Serviceの略称。利用者に、特定の業務系のアプリケーション、コミュニケーション等の機能、運用管理系の機能、開発系の機能、セキュリティ系の機能等がサービスとして提供されるもの。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(4) デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

① 公共分野における取組

政府情報システムの最適化

- 政府情報システムは、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス事業者が提供するサービスを活用して効率的に運用する。個別スクラッチ開発は極力避け、機動的なシステム構築を推進するとともに、既製SaaSを可能な限り活用し、システムの統廃合や共通化・共同化の検討も徹底する。このため、業務にシステムを合わせるのではなくシステムに業務を合わせ、業務やその前提となる制度を改めることとする。
- デジタル庁は共通で利用できる機能の部品化（コンポーネント化）を進め、認証・署名・決済・ポータル・申請・手続処理・データベース・端末・サーバー・ネットワークなどの共通機能、API※¹⁴、SaaSのカタログを整備するとともに、ガバメントクラウドを活用した政府情報システムの効率的な活用を支援する。
- より良い行政サービスを低コストで国民に提供するために、また、予算全体の抑制の観点から、デジタル化による利便性の向上や行政の効率化等を進め、その成果を国民に実感してもらうため、システム経費や費用対効果の「見える化」の取組も進める。

地方公共団体情報システムの統一・標準化

- 基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、環境を整備する。移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。

公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）の推進

- 標準準拠システムがデータ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することを踏まえ、公共サービスメッシュ（情報連携の基盤）について、行政が保有するデータを安全・円滑に連携できるよう、機関間の情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(4) デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

② 準公共分野等における取組

- ・ 準公共分野等※16においても、制度・業務・システムの整合性を確保した三位一体を前提として取組を進め、無駄・不便を除去し、利便性を実感できる具体的な成果を出していくことが重要であり、「デジタル化」が「当たり前」のものだと受け止められていくことを目指す。

ア 健康・医療・介護分野

A 電子カルテの標準化

遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において電子カルテの導入を目指すこととし、まずは医科診療所向けに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテα版）を2024年度中に開発し、試行的実施を目指す。

B 診療報酬改定DX

医薬品マスタについて2024年度中に提供を行うとともに、全国統一共通算定モジュールについて、2024年に設計・開発を開始し、2026年度の本格提供を目指す。

C オンライン診療の促進

2024年度に遠隔医療の調査を行い、課題と解決策等の検討を行うとともに、同年度以降、オンライン診療等の標準的な活用方法に係る臨床研究を推進する。

※16：準公共分野として、「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」、「農林水産業・食関連産業」、「港湾（港湾物流分野）」、「インフラ」の8分野を引き続き指定する。
また、横断的な連携が重要な相互連携分野として、「取引（受発注・請求・決済）」、「スマートシティ」の2分野についても引き続き指定する。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(4) デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

② 準公共分野等における取組

イ こども分野

A 必要な情報を最適に届ける仕組みの構築

2024年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備し、民間アプリとの連携を検討する。

B 出生届のオンライン化

マイナポータルから関係システムを介したオンライン届出を2026年度を目途に実現するとともに、出生証明書について医療機関から自治体への直接提出を目指し検討する。

C 母子保健分野におけるデジタル化の推進

マイナポータル等から事前に問診票を入力できる取組について、希望自治体にて先行的に運用を開始する。電子版母子健康手帳を原則とすることを旨とし、2024年度から課題整理を進め、2025年度にガイドライン等の発出、2026年度以降の普及につなげる。

D 里帰りする妊産婦への支援

里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備し、希望する自治体において先行的に運用を開始する。

E 保育業務の届出一度きり原則(ワンスオンリー)実現に向けた基盤整備

給付・監査等における職員等の負担軽減に向けて、保育施設や自治体システムと連携した施設管理プラットフォームを整備・運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。

F 保活ワンストップシステムの全国展開

2025年度中の保活情報連携基盤の構築等、一連の「保活」のワンストップ完結を目指す。

G 就労証明書のデジタル化

2025年度入所申請に向けて項目精査・標準化を行い、2024年夏までに標準化し、2026年度の保活ワンストップシステムの実装までにオンライン提出可能とする。

H 保育現場におけるICT環境整備

2025年度中にICT端末導入率100%を目指し、調査研究を実施するとともに施設管理プラットフォーム等と連携可能な保育ICTシステムの標準仕様検討等を進める。

I 放課後児童クラブDXの推進

2024年度中に放課後児童クラブのICT導入・活用に関する調査を行い課題等を把握する。

J こどもに関するデータ連携の検討

潜在的に支援が必要なこども等の把握・支援時の課題等の検証事業を踏まえ、2024年度末までにガイドラインを策定する。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(4) デジタル・ガバメントの強化（システムの最適化）

② 準公共分野等における取組

ウ 教育分野

A 校務DXの推進

2026年度から4年間かけてクラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進める。校務支援システムの共同調達の推進や教育情報セキュリティポリシーの策定及び見直し、ネットワーク環境の整備等を進める。

B オンライン教育・民間人材活用の促進

リスト化した専門性の高い教師や民間人材等(発信者)と教師(受信者)を繋ぐマッチング機能等を備えた共通利用基盤を2024年度に構築し、2025年度以降に横展開を図る。

C デジタル教材の活用促進

都道府県内の学校・市町村教育委員会等が共通利用できるプラットフォームを整備し、デジタル教材等の在り方を検証、2024年度に共通利用基盤を構築、2025年度以降に横展開を図る。

D 教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備

2024年度内を目途に教育データ利活用ロードマップを改定する。自治体間連携のためのデータ連携基盤やアーキテクチャ・ID管理の実現方策の検討、自治体における教育データ利活用の支援等を進める。

エ モビリティ分野

A モビリティ・ロードマップの策定および施策の推進

「モビリティ・ロードマップ2024」を取りまとめ、自動走行車両を巡る交通事故等に関する社会的ルールの在り方の論点整理・必要な施策を進めていく。空間情報基盤の構築等を進め、2024年度に全都道府県にて、自動運転車の社会実装を着実に推進していく。

③ SaaSの徹底活用

「作る」から「使う」への転換に向けて、SaaS等を国・地方公共団体が迅速・簡易に調達するカタログサイトを利用した新しいソフトウェア調達手法(デジタルマーケットプレイス)について、国・地方公共団体の会計制度を踏まえつつ、調達プロセスを設計するとともに、2024年度後半の本格稼働を目指す。また、ISMALP及びISMALP-LIUについても、信頼性・安定性の保持を前提に制度運用を合理化する観点から在り方を検討し、活用拡大等を推進していく。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(5) デジタル化に係る産業全体のモダン化

- デジタル化に係る需要側（ユーザー）、供給側（ベンダー）の双方を含めた産業全体において情報システムの最適化を進めるとともに、セキュリティや冗長性・回復性・強靱性（レジリエンス）の向上、多重下請構造からの脱却と賃金上昇、デジタル人材の育成、産業全体の即応性・適応性、生産性・効率性の向上を実現することで、デジタル化に係る産業の今後の発展やイノベーションの基盤となることが期待される。
- 業種ごとに現状と課題を把握して、レガシーシステム^{※17}からの脱却やクラウドへの最適化を進める方策を定め、公共分野も含め実施していく必要があり、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)を事務局として、デジタル庁と経済産業省等の参画を得て、「レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会(仮称)」を立ち上げ、同協議会において、レガシーシステムの現状と業種特有および横断的な課題の把握、対応策を検討する。

(6) データを活用した課題解決と競争力強化

① 信頼性を確保しつつデータを共有できる標準化された仕組み（データスペース）の構築とDFFTの推進

- DFFT具体化のための国際的な枠組み(IAP)にて、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施する。2か国間では、より野心の高い取組及びより政治的配慮が必要な各国の国情に照らし機微なデータなどについて議論を進める。また、このような国境・産業等を跨いでデータの連携、保護措置を促す枠組み（データガバナンス）について国内外一体的に進めるため、国際データガバナンスアドバイザリー委員会や国際データガバナンス検討会を活用し、産業界のニーズを踏まえ、国際的なデータ流通・利活用に係る官民協力および関係省庁連携の強化を図る。

② トラスト及びデジタル上における属性情報の集合（デジタル・アイデンティティ）

- 国際標準化をはじめとした議論へ参画し、データのやり取りにおける新たな信頼の枠組みを構築する取組（Trusted Web）の検討も踏まえながら、実装に当たっての制度的・技術的課題の整理等を進め、デジタル上における属性情報の集合(デジタル・アイデンティティ)のあり方を検討する。検証可能なデジタル証明書(VC^{※18})や分散型識別子(DID^{※19})の社会実装を促すため、行政における先行的なユースケースの創出に関係省庁が連携して取り組む。

※17：技術面の老朽化、システムの肥大化・複雑化、ブラックボックス化等の問題があり、その結果として経営・事業戦略上の足かせ、高コスト構造の原因となっているシステム。

※18：Verifiable Credentialの略称。内容の検証がオンラインで可能なデジタル証明書。

※19：Decentralized Identifiers（分散型識別子）の略称。新しいタイプのグローバルに一意な識別子であり、個人や組織が、自らが信頼できるシステムを使って自分の識別子を生成できるように設計されている。この新しい識別子は、デジタル署名などの暗号証明を用いて認証することにより、エンティティがその識別子を管理していることを証明することが可能。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(6) データを活用した課題解決と競争力強化

③防災DX

ア 防災デジタルプラットフォームの構築

2024年4月に運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を中核として、各防災情報関係システムのデータを自動連携等で集約し、災害対応機関等で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年までに構築する。また、災害情報の集約等を支援する災害時情報集約支援チーム（ISUT^{※20}）の強化に取り組み、データ連携基盤やLアラートとの連携等、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。

イ 防災アプリ開発・利活用の促進等/データ連携基盤の構築

優良なシステム・サービスの開発促進及び早期社会実装・横展開を進めていくとともに、防災アプリ・サービス間でのデータ連携や新総合防災情報システムと連携を図っていくため、防災分野のデータ連携基盤の構築を推進する。

ウ 一人一人の状況に応じた被災者支援の充実

災害時に被災者一人一人が災害の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、マイナンバーカードの活用促進を図り、避難所等における受付や、薬剤情報をはじめとする健康医療情報の取得、罹災証明のオンライン申請等、被災者の利便性を向上させる取組を促進する。

エ 官民連携による防災DXの更なる推進

令和6年能登半島地震では、民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、災害対応をデジタル面から支援し、活躍した。こうした経験を踏まえ、民間のデジタル人材等を派遣する仕組みについて検討を行い、実現を図る。

オ 通信・放送・電力インフラの強靱化

災害時に災害対応機関等が行う情報収集・共有、被災者視点で重要となる災害関連情報の取得等の前提となる、市町村役場や避難所等における通信・放送・電力のサービス継続及びその早期復旧に向け、これらのインフラの強靱化や冗長性の確保、点検の効率化、被災した際の早期応急復旧のための機器の設置等に官民が連携して取り組む。

カ 防災デジタル技術の更なる発展と海外展開

産官学による将来予測、デジタルツイン^{※21}、AI活用等の技術研究開発を促進し、未来に向けた構想を推進していくとともに、我が国の優れた防災DX技術・産業の海外展開を推進する。

※20：Information Support Teamの略称。

※21：サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）を融合し、常に変化し続けるダイナミックな好循環を生み出す社会へと変革することを目指すデジタル社会の形成のための基盤。

5. 重点課題に対応するための重点的な取組

(7) セキュリティ

- 我が国を取り巻くサイバー脅威の変化に対しては、情報システムに対して効率的にセキュリティを確保するため、企画から運用まで一貫したセキュリティ対策を実施する考え方（セキュリティ・バイ・デザイン）の考え方が改めて重要であり、国民目線に立った利便性向上の徹底とサイバーセキュリティの確保との両立を図っていくため、国家安全保障戦略及びサイバーセキュリティ戦略に基づき、サイバーセキュリティの強化に努める。
- レッドチームテスト^{※22}の実施に向けた検討等、横断的なアタックサーフェスマネジメント^{※23}による脆弱性把握やプロテクトDNS^{※24}による情報収集を2024年度から新たに開始する。
- また、「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づく政府情報システムの整備・運用を実施する。政府の共通基盤や国民・企業の認証システム等を構築・運用するデジタル庁は、総合的な運用・監視システムの構築運用を含め、システムの強靱化及び運用・監視・インシデント対応体制の整備強化を図る。その際、セキュリティ・バイ・デザインを前提としたシステム構築等、セキュリティ対策の強化を図ると共に、デジタル庁の専門家チーム及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)による必要な検証・監査を着実に進める。

※22：テスト対象ごとの脅威分析を踏まえたシナリオに基づき、攻撃者を模した「レッドチーム」が攻撃を実施し、テスト対象側のサイバー攻撃への対応等の実効性等を検証する、実践的な侵入テスト。
※23：政府機関等の情報システムをインターネット上から組織横断的に常時評価し、脆弱性等の随時是正を促す取組。
※24：ドメインネームシステムを活用して悪意あるWebサイトやマルウェアなどの脅威からユーザを保護し、またそれら脅威の使用するドメイン名やIPアドレスを蓄積する取組。

(8) 最先端技術における取組

AI

- 生成AIを含むAIの様々なリスクを抑え、安全・安心な環境を確保しつつ、イノベーションを加速する好循環の形成を図っていくため、「AIのイノベーションとAIによるイノベーションの加速」、「AIの安全・安心の確保」、「国際的な連携・協調の推進」を進める。加えて、我が国が主導する広島AIプロセス等を通じて、今後も国際的にリーダーシップを発揮していく。

Web3.0

- 非代替性トークン(NFT)や分散型自律組織(DAO)等の技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生等に係る様々な取組を行っていく。

量子技術

- 量子技術に関する基礎研究や応用研究に着実に取り組むとともに、量子技術と基盤技術(AI技術や古典計算基盤等)の融合を推進する。

デジタルツイン

- 電子国土基本図の整備・更新や、3D都市モデルの整備・活用支援や地下インフラのデジタルツイン構築によるインフラ管理DXの実現をはじめとして先行的な取組を進める。

Beyond 5G (6G)

- 超高速・大容量、低遅延・低消費電力で品質保証を可能とする、柔軟・低コストな次世代情報通信基盤であるBeyond 5G (6G) について、研究開発、国際標準化及び社会実装・海外展開の取組を一体的に推進する。

第2 推進体制の強化

- 3つの取組の強化と横断的機能の強化：重点計画に示す各取組を進めるために、デジタル庁を当面1,500人規模の組織とすることを目安とする。
- 関係機関との連携強化：IPAや国立印刷局等、関係機関との連携をさらに強化していく。
- 中長期的な方向性の検討：デジタル庁設置法の見直し規定に基づき、企画・立案と執行の好循環や効率的な執行体制の在り方について検討する。